

保存用資料

遺言適齢期はいつ？

お客様からの相談で一番多いのが遺言についてのご相談です。その中でも必ず聞かれるのが、

＜皆さんは何歳くらいで遺言を書くんですか？＞

＜まだ遺言を書くのは早いですよね？＞

＜何歳で書くのが一番良いですか？＞

といった【遺言を書く適齢期】についてのご質問です。

今回のアゴラ通信では、この遺言適齢期について考えてみたいと思います。

【1】遺言が書けるのは、いつからいつまで？

まず遺言は何歳から書けるのでしょうか？ 18歳？それとも20歳？ いえいえ、実は**遺言は15歳から書くことができる**のです。15歳といえば、中学校を卒業するときには遺言を書けるということです。一般的には未成年者は単独では法律行為ができず、親などの法定代理人の同意が必要とされますが、遺言についてはこの原則は適用されません。中学3年生でも自分の意思で遺言書を書くことができるのです。私はセミナーやお客様との個別相談で**＜遺言を書くのは、早ければ早いほど良い＞**と繰り返し申し上げてきましたが、さすがに**＜15歳になったら書いてください！＞**とは言えません。少し早いような気がします。

では何歳までなら書くことができるのでしょうか？皆様もご存じの通り、遺言を書くことができる上限年齢はありません。ただし**＜死ぬまでなら書ける！＞**これは間違いです。認知症などで意思能力が無くなってしまってからでは書くことができません。

【2】遺言は70歳までに！

私は30歳のときに遺言書を書きました。この理由はまた次号でお話させていただこうと思いますが、一般的には60代～80代で遺言を書かれる方が多いように思います。

ただ、私が思う**＜遺言適齢期は70歳まで＞**です。60代で遺言を書かれる方は、ご本人から相談があり、自分の意思で、自分が書きたいと思った内容を書く方がほとんどです。しかし75歳を超えた方の遺言は、息子さんからの相談がきっかけになることがほとんどです。75歳を超えた方に**＜どのように遺産を分けますか？＞**と聞いても、ほとんどの場合**＜息子に任せてあるから、内容は適当に決めてくれ＞**となってしまいます。考えるのが面倒になってくるのです。もちろん遺言はご本人の意思で書くもですから、最終的にはご本人に決めて頂くのですが、年齢を重ねれば重ねるほど、決断力が鈍ってくることもあるようです。

健康上の問題や意思能力、突然のご不幸のリスクを考えても、やはり遺言は70歳までに書くのが良いと思います。遺言は何度でも書き直しができますので、60代で一度作ってみて、気持ちや環境が変われば、また書きなおしをすればいいのです。

● 表面記事担当 ●

相続問題研究所（名和企画事務所）

定期相続セミナー開催 2.5.8.11月



● 裏面記事担当 ●

相続専門 地守亮税理士事務所

相続専門税理士
電話 090-5637-3846

